

気仙沼市唐桑町地区の明治三陸津波、昭和三陸津波、東北地方太平洋沖地震 津波発生日の日付の墓碑について

白幡 勝美*・熊谷 一平*・佐藤 健一*

1. はじめに

気仙沼市唐桑地域は気仙沼市海岸部の最北端を占めている。元々は唐桑村、小原木村であったものが明治 22 年に合併し唐桑村となり、昭和 30 年に町制が施行され、更に平成 19 年に気仙沼市と合併し今日に至っている。唐桑地域は三陸海岸の他の地域と同様に津波の被害を受け続けてきており、特に明治 29 年 5 月 5 日(旧暦)の明治三陸津波、昭和 8 年 3 月 3 日の昭和三陸津波、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震津波での被害は甚大であった。そしてそれらの津波での死亡者の墓碑(石碑)が死亡日即ち津波発生日(死亡経緯が刻まれないのが一般的)が刻まれて建てられることになった。その後、墓地の改修や墓碑を管理する家族の何らかの都合により撤去されたりして失われたものも少なくないとみられるが、それであっても現在の唐桑地域の墓地等において津波発生日付を持つ墓碑が数多く認められる。津波発生日付の墓碑であっても、それらは必ずしも津波による死亡者のものではないのであるが、それでも今日に残っている死亡の日付が津波の発生日付に一致するものは、高い確率で津波による死亡者の墓碑、供養碑として差し支えない。実際、明治三陸津波の場合、『**気仙沼市における明治・昭和三陸津波関係碑**』における地福寺の「海嘯記念碑」によれば津波発生前の旧唐桑村民は 753 戸 5916 人であった。一方、『**島根大学学術情報リポジトリ - 日本の人口転換開始の地域分析**』、『**厚生労働省 - 人口動態 100 年の年次推移**』によれば、1890 ~ 1915 年での日本の平均の年間死亡率は人

口 1000 人当たり 20 人 ~ 25 人であることから、唐桑地域も同程度の死亡率であったとすると当時の唐桑地域での死亡者は年間 120 人 ~ 150 人程度であり、単純に一日当たりの平均の死亡者を求めると、0.3 人 ~ 0.4 人程度であったことになる。

津波以外で多数の死亡者が出るものとして海難事故等も考えられるが、『**唐桑町史**』、『**瀧哭の海**』によれば明治三陸津波発生日及び前後にそのような出来事で多数の人命は失われてはいない。したがって、この地区での明治三陸津波での津波による死亡者が『**宮城縣海嘯誌**』にみるように 845 人もあったことから、仮に津波による死亡者のための墓碑が建てられる割合と平常時の死亡者のための墓碑を建てる割合とに極端な差が無く、その後の経緯による津波による死亡者の墓碑の建て替えられ方や失われ方も平常時のそれと比較して大きな差が無いとすると、唐桑地域に於ける明治三陸津波発生日付のほとんど全ての墓碑が津波による死亡者のものとなる。このような事情は昭和 8 年の三陸津波、更にはこの度の東北地方太平洋沖地震津波発生日付をもつ墓碑についても同様である。津波の発生日付の墓碑は地域住民、特に子孫にとっては供養の対象であり、墓参の際には津波の災禍から逃れたいとする思いが繰り返し呼び起こされてきていたであろう。それ故、それらの墓碑が実際に地域や地区で起きた津波災害とどのように関係しているのかを捉えることは大きな意味を持つものと思われる。そこでこの度、墓地や過去に津波があった日付の墓碑、それを持つ区画等の調査を行ったものである。

*気仙沼市

§ 1 埋葬と唐桑の墓地

明治 29 年三陸津波以降の津波による死者の墓碑のほとんどが墓地にあるものとして、まずは墓地を中心に調査を行った。それは以下に述べるように明治政府による埋葬取り締まりの強化があったからである。

§ 1-1 明治政府の埋葬等の扱い

明治政府は明治 5 年 8 月晦日大蔵省達第 118 号「各地ノ風習旧慣ヲ私法ト為ス等申禁解禁ノ條件」において、「人民所持ノ耕地畦際へ擅ニ遺骸ヲ埋葬シ候者有之趣以ノ外ノ事ニ候自今可為厳禁事」とした。

これにより、耕地畦際への埋葬は禁止されたが、それでも個人の墓地や古くからの集落の墓地などへ埋葬するなどの自由度がかなり残されていたことになる。しかし、明治 17 年になると、太政官布達第 25 号「墓地及び埋葬取締規則」により、埋葬等を厳しく扱うようになった。このことは、それから 12 年後に起こった明治三陸津波以降、津波による死亡者を葬る際に大きな影響を与えていたはずなので、この規則の全文を以下に記す。

墓地及び埋葬取締規則

第一條 墓地及火葬場は管轄所ヨリ許可シタル区域に限るモノトス

第二條 墓地及火葬場ハ総テ所管警察署ノ取締ヲ受クヘキモノトス

第三條 死体ハ死後二十四時間ヲ経過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但別段ノ規則アルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 区長若クハ戸長ノ認許証ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但改葬ヲナサントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 墓地及火葬場ノ管理者ハ区長若クハ戸長ノ認許証ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス又警察署ノ認許証を得タル者ニ非サレハ改葬ヲナサシムヘカラス

第六條 葬儀は寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

第七條 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ得スシテ

建設シタルモノハ之ヲ取除ケシムヘシ但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス

第八條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監府知事県令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ヘシ右布達候事

明治十七年十月四日

左大臣熾仁親王内務卿山縣有朋

第一條からは公的に認められた墓地以外には埋葬ができなくなったこと。第七條からは警察署の許可がなければ碑表を建設できないこと。また、これに反する碑表は取除きを受けたことが分かる。明治 5 年の墓地、埋葬に係る行政と明治 17 年のそれとの間には極めて大きな差があることは明らかである。このことにより社会が抱えた問題とそれを克服しようとする官および民側からの対処があったであろうことは容易に想像できるところである。

§ 1-2 唐桑地域における「墓地及び埋葬取締規則」への対応

気仙沼市小泉地区には「小泉浜区共葬墓地」があり、その入り口に「記念碑」が建てられている。その碑文は碑上で 1 行目から 5 行目にかけて「維時明治十年七月於私有墓地會出埋葬禁止令也區民遽至定清泉淨福兩寺境内墓地雖然地理遠隔加之際會雨雪道路險惡爲之過一句猶不能營埋葬儀對死者恐至缺禮是區民所不能忍也故區民常憂苦爾來隱然探索適地…」となっており、「維時明治十年七月私有墓地ニ於ケル埋葬禁止令 會出ル也。區民遽シク清泉、淨福兩寺ノ境内ニ墓地ヲ定ムルニ至ル。然ルト雖モ地理遠ク隔リ、之ニ加フルニ雨雪ニ會ウ際道路險惡ニシテ、之ノ爲一句（十日間）ヲ過ルモ猶、埋葬ノ儀ヲ営ム能ワズ。死者ニ對スル缺禮（礼を欠くこと）ニ至ヲ恐ル。是レ區民ノ忍ビ能ワザル所也。故ニ區民常ニ憂ヒ苦シム。爾來、隱然トシテ適地ヲ探索シ…」と読めることから、私有墓地への埋葬が禁止となって、寺に墓地を確保はしたが小泉浜区からは遠過ぎ、かつ道が悪かったので新たな墓地として適切な場所を探した



写真 1-2-1 記念碑 高さ 137cm, 幅 86cm, 奥行き 23cm

ことが分かる。「明治十年七月」は「明治十七年」の誤りであろう) 同様な事情は唐桑を含む各地で生じたものと思われるが、『唐桑地域共葬墓地の設置状況調』によれば、明治 26 年 4 月に気仙沼市唐桑町小原木(旧小原木村)では明治 18 年に設置された「館共葬墓地」が狭隘で、岩盤であり不都合があるとして部落代表者 2 名が当時の宮城県知事に「墓地新設願」を提出している。そして「台の下共有墓地」が指定されている。また、気

仙沼市唐桑町(旧唐桑町)では明治 18 年に降馬場共葬墓地が旧町内唯一の共葬墓地とされていたが、地理的に使用上無理なところがあったことから明治 23 年、それまで集落の構成員を中心に使用してきた 3 カ所の墓地(「神の倉墓地(あるみの墓地)」,「上鮪立墓地(向森墓地)」,「只越墓地」)を新たに共葬墓地とするよう村議会で議決している。そして表 1-2-1 にみるように、唐桑地域では明治 26 年をもって公的な墓地の整備が一応完了したのである。これらの墓地はその後一貫して使用され続けている。

現在の館共葬墓地は元々寺の所有であったが、前述のように明治 18 年に至り館共葬墓地は村管理下に移っている。平成 15 年になり新たに整備された洪龍寺墓地が近接することになったが、古くから在った館共葬墓地は現在でも埋葬、墓参が続いている。しかしながら、館共葬墓地で現在使用されている区画が 34 であるのに対し、墓じまいした跡は確認できたものだけでも 14 ヶ所もあった。ここでは墓地の縮小がみられる。

また早山神社明戸墓地は江戸時代中期よりあったものを平成 15 年頃に早馬神社宮司を代々務める梶原家によって整備されたものである。これらの各墓地の位置は図 1-2-1 に示す。

表 1-2-1 唐桑地域における共有・共葬墓地、寺社の墓地

No	墓地名 (通称, おおよその場所)	住 所	所有者(管理者)	公的 所有指定年	区画数	面積(m ²)
1	台の下共有墓地	台の下 63	市	明治 26 年	112	1,070
2	洪龍寺墓地(洪龍寺上)	館 145	洪龍寺		178	4,033
3	館共葬墓地(洪龍寺脇)	館 144	市	明治 18 年	31	2,102
4	只越共葬墓地(火葬場北側)	只越 359-1	市	明治 23 年	134	4,177
5	早馬神社明戸墓地	明戸 58-13	神社			2,167
6	地福寺墓地(地福寺脇)	馬場 178	地福寺			7,518
7	馬場共葬墓地(地福寺上)	馬場 166	市	明治 18 年	437	8,571
8	上鮪立共葬墓地(向森墓地)	上鮪立 1	市	明治 23 年	751	18,041
9	神の倉共葬墓(荒海野墓地)	神の倉 236	市	明治 23 年	302	3,652
計					1,952	51,331

※「唐桑地域共葬墓地設置状況調」による。

※住所は“気仙沼市唐桑町”を省いてある。

※ No 1 ~ 4 が旧小原木村, No 5 ~ 8 が旧唐桑村のものに当たる。



図 1-2-1 唐桑地区における墓地の位置



写真 1-3-1 台の下共有墓地

津波による死亡者の多くが埋葬されているものとみられる。以降、このように墓地を利用する住民が特に多い地区をその墓地がカバーする地区と記すことにする。台の下共有墓地のカバーする地区は大沢地区である。

- ① 津波による死亡者であることが明白な墓碑 「以上五霊ハ大津波ニ依ル殉難死」と刻まれた墓碑が 1 基がある。
- ② 津波による死亡者の供養碑，記念碑等

明治，昭和三陸津波の犠牲者に対する「三界萬霊供養碑」が建てられている。大沢地区ではこの供養碑は「ながれ」と呼ばれていて，墓参の折には拝むものとされてきている。尚，この墓地の利用者は自主的な墓地の整備委員会等を構成していない。

※ No 2 洪龍寺墓地に関して

洪龍寺の北西側の丘にあるよく整備された墓地である。洪龍寺の檀家は大沢～只越川北側に至る旧小原木村地域に広がっているが，旧小原木村地域の死亡者がすべてこの墓地に埋葬されているわけでもない。それでもこの墓地は，小原木，堂角，小田，載鈎，岩井沢地区，館地区をよくカバーしている。

この墓地へは車で行くことは可能であるが，洪龍寺の境内を通らなければならないことから，寺側の事前の了解が必要になっている。また，この墓地の利用者は「洪龍寺墓地委員会」を構成し，墓地の環境維持に努めている。

§ 1-3 唐桑の墓地の状況と津波関係碑

表 1-2-1 の No1 ～ No9 の各墓地について，現在の利用者による墓地の整備委員会等について述べ，加えて，

- ① 津波による死亡者であることが碑文から明白な墓碑等
- ② 津波による死亡者の供養碑，記念碑等を記す。また，墓地の様子は写真 1-3-1 ～写真 1-3-9 で示す。

※ No 1 台の下共有墓地に関して

大沢地区の海岸部西側に気仙沼市唐桑台下の小高い丘がある。その東側にこの墓地がある。東北地方太平洋沖地震津波後周囲の木が伐採され道路からも大分見やすくなった。

また周囲は震災からの復興工事が令和 3 年になっても続いており，完了が待たれている。

この墓地は大沢地区住民によって利用されている。海岸から 400m ほどの距離であり，津波被災域に至近であることから明治以降の

① 津波による死亡者であることが明白な墓碑

「以上五霊ハ大津波ニ依ル殉難死」と刻まれたもの、「右五霊ハ大津波ニテ殉難死ス」と刻まれたもの、「(個人名)津波ニテ死ス」と刻まれたものがそれぞれ1基ずつある。

② 津波による死亡者の供養碑、記念碑等
特にない。

※ No 3 館共葬墓地に関して

洪龍寺の北側の急斜面を中心に墓が分布している。寺の東側、西側にも広がり寺の境内につながっている。

管理は洪龍寺墓地とは別になっていて、寺は特に関わらず、使用者各々が主体的に美化を行っている。

① 津波による死亡者であることが明白な墓碑 特に無し。

② 津波による死亡者の供養碑、記念碑等

近接する洪龍寺境内（館共葬墓地登り口付近）には明治三陸津波後に建てられた「海嘯溺死精霊供養」碑がある。また、南東端には小さな地蔵がある。

※ No 4 只越共葬墓地に関して

この墓地は唐桑斎場の北側の小高い場所にあり、只越地区をカバーしている。墓地及びそこに至る道は樹木によって遮られていてよく見えないため、只越地区以外の住民にはあまり知られていない。

中央には目立つ自然石の墓が2基あり、いずれも明治三陸津波発生日の日付になっている。墓地の利用者による墓地管理のための委員会等は無い。

① 津波による死亡者であることが明白な墓碑

「三陸海嘯三十三年紀年先祖累代の墓」及び特に個人名を挙げて記録を残そうとした墓碑が1基ある。

② 津波による死亡者の供養碑、記念碑

等

「海難諸精霊供養塔」が建てられているが、津波による死亡者も対象にしているのかどうかについては不明である。

※ No 5 早馬神社明戸墓地に関して

明治、昭和三陸津波及び東北地方太平洋沖地震津波による死亡者は葬られていない。

① 津波による死亡者であることが明白な墓碑 特に無し。

② 津波による死亡者の供養碑、記念碑等

良巖院一族の墓には世界的に知られている郷土の詩人梶原しげよの詩碑が建てられていて、「樹」という詩が刻まれている。「…わたしたちは ただいちどだけ かけがえのない年輪を 生きるのだ」と。

※ No 6 地福寺墓地に関して

地福寺の境内の西側に地福寺境内とつながる土地に広がる墓地で、坂の上の最上部に広がる馬場共葬墓地につながっている。寺に近接する所は旧家の区画となっていて古い墓碑が多く見られる。この墓地がカバーする範囲は広い。高石浜、石浜、馬場、宿浦、浦、舞根地区を中心とする地区の津波による死亡者が埋葬されているものとみられる。

墓地の利用者による墓地管理のために委員会等は無い。

① 津波による死亡者であることが明白な墓碑 特にない。

② 津波による死亡者の供養碑、記念碑等

近接する地福寺の境内には明治の「海嘯記念碑」がある。また、この度の太平洋沖地震津波による死亡者を弔う「東日本大震災物故者供養塔」も建てられていて、背後に地福寺檀信徒物故者氏名が刻まれたプレートが設置されている。

※ No 7 馬場共葬墓地に関して

この墓地はよく整備されており、古い墓碑は少ない。



写真 1-3-2 洪龍寺墓地



写真 1-3-3 館共葬墓地



写真 1-3-4 只越共葬墓地



写真 1-3-5 早馬神社明戸墓地



写真 1-3-6 地福寺墓地



写真 1-3-7 馬場共葬墓地



写真 1-3-8 上鮎立共葬墓地



写真 1-3-9 神の倉共葬墓地

各墓碑において，明治前の埋葬者等も見つける事は難しい。この墓地のカバーしている範囲は地福寺と同じである。墓地管理のための委員会も地福寺墓地と同様に無い。

- ① 津波による死亡者であることが明白な墓碑 津波による死亡者のものであることを明記した墓碑は無い。
- ② 津波による死亡者の供養碑，記念碑等 特にない。

※ No 8 上鮪立共葬墓地に関して

早馬山の南側に広がる小高い場所に位置し，規模は唐桑地域最大である。この墓地のカバーしているのは鮪立の大部分及び小鯖，笹浜，中，中井地区である。墓地の使用者は「向ヶ森墓地環境整備委員会」を構成し，墓地の環境整備等に当たっている。向ヶ森共葬墓地はこの墓地の通称。

- ① 津波による死亡者であることが刻まれている墓碑
津波による死亡者のものであることが刻まれている明治・昭和の墓碑は無いが，東北地方太平洋沖地震津波による死亡であることが刻まれている墓碑が3基ある。
- ② 津波による死亡者の供養碑，記念碑等

墓地の北端に昭和41年に「海の殉難者慰霊碑」が建立され，平成9年に「海の殉難者慰霊碑保存会」によって再整備されている。供養碑のプレートからはこの碑は海事に従事し殉難した者のみを対象としたものであって津波による死亡者は意識されていないかのようにも見えるが，再整備の際に保存会によって発刊された記念誌『**濤哭の海**』には津波による死亡者も多数載せられており，津波死と明記されている。このことから津波による死亡者も確かに意識されていたことが分かる。

※ No 9 神の倉共葬墓地に関して

この墓地のカバーする地域は崎浜，松園地区である。崎浜を中心とする地区の津波によ

る死亡者のほとんどが埋葬されているものとみられる。通称は「あるみの墓地」であり，「荒海野墓地」と書く。

「あるみの墓地」は役所に認められている「神の倉共葬墓地」より，荒海に生きてきた唐桑人の墓地らしい呼び方であろう。

「神の倉墓地環境整備委員会」が構成されており，地区を挙げてこの墓地の環境の保持に努めている。平成22年には墓参のための専用駐車場も整備している。

- ① 津波による死亡者であることが明白な墓碑

津波による死亡者のものであることを明記した墓碑は無い。

- ② 津波による死亡者の供養碑，記念碑等

この墓地の中央に墓守地蔵が建てられていたが，この度の大震災の地震の振動による被害を受けたので再建された。地蔵の下部にその経緯が彫られている。平成23年の東北地方太平洋沖地震に関しては大津波にかかる石碑，記念碑の類は多いが，地震そのものについてのものはほとんど見かけない。その点，この地蔵尊は貴重である。

§ 2 各墓地における明治三陸津波，昭和三陸津波，東北地方太平洋沖地震津波発生日の日付等の墓碑について

§ 2-1 各墓地における区画と津波に関する墓碑の分布

§ 1-3 でみたように唐桑地域の墓地においては津波被災者の墓碑であることが明示されているものは限られている。そこで本稿“はじめに”で述べたように津波発生日日付の墓碑を津波による死亡者のものとしての調査を行い，墓碑から津波被害の実態にかかる情報を得たいと考えた。

先ず，google map 及びドローンの写真で墓地全体の区画の位置をとらえ，更に踏査し石材やコンクリートで囲まれた区画を確認した。以降これを「物理的区画」と表記しその数を表すときには必要に応じ数値の後ろに*を加

えることにする。

そして各物理的区画の中で更にそれらの中で実際の家族ごとに細分され使用されていないかどうかを法名碑等で確かめた。家族ごとに使用されている区画は「**区画**」と表記する。次に各区画にある墓碑に刻まれている死亡年月日を読み取った。この場合、必要に応じ、フロッタージュ、写真撮影による確認を行った。明治の日付は基本的には旧暦（一部では新暦）で、昭和以降は全て新暦（一部では旧暦）で読み取ったが、その結果は津波発生日の日付の、碑を持つ区画数を・・・D1、
碑の数を・・・D2、
碑の上での死亡者総数を・・・D3として記す。

またその下段に津波発生日後 1 日～7 日ま

での日付の墓碑を持つ区画数、墓碑数、墓碑上での死亡者数を付け加えた。これは台の下墓地で明治三陸津波発生日以後 1 日～7 日までの日付の墓碑を持つ区画数が 10、墓碑が 13 基もあり、そのうち 4 基は津波発生日の日付を持つ区画のものであったことから、津波を受けての死亡者が津波発生日以後に出た可能性が高いとして扱ったものである。後述する表 2-1-2 にみるように、大沢地区の明治三陸津波時の人口は 685 人であること、本稿“はじめに”で述べたように当時は日本人 1000 人当たり年間 20 人～25 人の死亡者であることから、1 週間での大沢地区での死亡者が、通常なら 0.29 人～0.36 人程度に過ぎないとみられるからである。

それらの結果は表 2-1-1 として示す。

表 2-1-1 各墓地における区画等 区画：区画（上段）、物理的区画（※印付）（下段） D1, D2, D3 : 津波発生日日付の墓碑による画数数、墓碑数、墓碑による死者総数（上段）、津波発生日後 1 日～7 日までの日付の墓碑を区画数、墓碑数、墓碑による死者総数（下段）。但し明治三陸津波については、下段の区画中 4 区画、墓碑中の 4 基は上段に重なり、死亡者中 4 人もそれらの墓碑上にある。

No	墓地名	区 画	明治 29 年 三陸津波 D1, D2, D3	昭和 8 年三陸津波 D1, D2, D3	平成 23 年太平洋 沖地震津波 D1, D2, D3	明治もしくは昭 和三陸津波の D1 と平成の津波の D1 との重なり
1	台の下共有墓地	134 124※	19, 31, 43 10, 13, 13	2, 2, 3 0, 0, 0	22, 22, 28 0, 0, 0	(物理区画) (1)
2	洪龍寺墓地	170 170※	5, 5, 15 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	12, 12, 16 1, 1, 1	0
3	舘共葬墓地	34 34※	1, 1, 1 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0
4	只越共葬墓地	108 100※	20, 24, 81 0, 0, 0	2, 3, 14 0, 0, 0	3, 3, 3 1, 1, 1	0
5	早山神社明戸墓地	7 7※	0, 0, 0 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0
6	地福寺墓地	355 312※	17, 17, 38 0, 0, 0	1, 1, 7 0, 0, 0	13, 13, 15 1, 1, 1	1
7	馬場共葬墓地	223 205※	2, 2, 7 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	2, 2, 2 0, 0, 0	0
8	上鮪立共葬墓地	695 609※	20, 24, 35 0, 0, 0	1, 1, 1 1, 1, 1	16, 17, 22 3, 3, 3	0
9	神の倉共葬墓	281 197※	1, 1, 1 0, 0, 0	1, 1, 1 0, 0, 0	7, 7, 7 1, 1, 1	0
10	墓 地 外	16 16※	17, 17, 26 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0, 0, 0 0, 0, 0	0
	計 (全体)	2023 1774※	101, 123, 247 10, 13, 13	7, 8, 26 1, 1, 1	75, 76, 93 7, 7, 7	1+ (1)

※墓地外については § 3 表 3-1-1, 図 3-1-1 による。 ※表作成日 令和 3 年 5 月 14 日

尚、墓碑は全て各家族毎等のものとして設けられた区画の中にあるものばかりではない。区画外にある地震津波発生日の日付の墓碑の中で近接する区画に元々あったと捉えられるものについてはその区画に属するものとし、また、独立してあるものや墓地の改修などの際に一緒に集められたとみられる墓碑には、それぞれ1つの区画があるものとして扱った。更に考察のため明治三陸津波、昭和三陸津波及び今回の東北地方太平洋沖地震津波による唐桑地域の死亡者等を表2-1-2、表2-1-3及び表2-1-4で示す。

表2-1-2 明治三陸津波による唐桑村の死者数等『宮城県海嘯誌』による。

地区	人口	溺死	負傷致死	重傷
大澤	685	174	4	2
岩澤	100	11	0	0
只越	406	234	3	1
笹濱	108	34	0	0
崎濱	399	14	0	0
小鯖	359	115	0	3
鮪立	765	67	0	3
石濱	504	97	1	3
馬場	158	38	0	1
宿	175	35	1	2
浦	125	4	0	0
舞根	163	13	0	1
計	3,947	836	9	16
計		845		

表2-1-3 昭和三陸津波による唐桑村の死亡者等『三陸津浪に因る被害町村の復興計画報告書』による。

地区	死亡	行方不明	負傷
中区	0	0	0
鮪立	0	0	0
舞根	0	0	1
宿	4	0	0
石濱	8	0	0
崎濱	2	0	0
中井	0	0	0
小鯖	15	0	2
大澤	5	0	3
館	0	0	0
只越	24	0	1
計	58	0	7

先ず表2-1-1より、墓碑による津波発生日日付の死者数D3の計(全体)が明治三陸津波、昭和三陸津波、東北地方太平洋沖地震津波の順に247人、26人、93人になっているが、これはこの順に、表2-1-2～2-2-4にみる死亡者845人、58人、101人に対応する。

表2-1-4 平成23年太平洋沖地震津波津浪による死亡者等

『死者・行方不明者、被災世帯及び被災世帯人員』(平成25年1月31日日付け気仙沼市唐桑総合支所)による。

地区	死者数	行方不明数
崎濱	5	0
松圃	3	0
中井	4	0
小鯖	8	0
中	3	0
鮪立	16	0
舞根	5	0
宿	8	0
石濱	2	0
只越	6	1
館	2	0
大沢	39	1
計	101	2

次に表2-1-1のD1とD2に注目したい。D1とD2に大きな差があるのは、明治三陸津波時の台の下墓地でD1、D2の順に、19、31となっているだけである。このことは各津波において、多くの墓地で、津波犠牲者のいる1区画当たりの墓碑が1基に近くなっていることを意味する。区画は各家族によって管理されていて、おおよそ1基の墓碑(通常は法名碑)があるのであるから、家族から何人の津波による死亡者が出ててもその墓碑の中に記されていることになる。

§2-2 数値からみた地域、地区の状況等

§2-2-1 (1) 墓碑の分布を特色づける数値とそれからみる唐桑地域の状況

被災地域あるいは被災地区によって津波死者数は大きく異なる。その下で、どれだけの墓碑等が残されているのか等を基に各被災地の状況を理解するため、数値 (α) 、 (β) 、 (γ)

を以下のように定義する。

α = (地域あるいは地区での津波発生日日付の墓碑を持つ区画数 / 地域あるいは地区での津波による死者数) = (D1 / 地域あるいは地区での津波による死者数) (1)

β = (地域あるいは地区での津波発生日日付の墓碑数 / 地域あるいは地区での津波による死者数) = (D2 / 地域あるいは地区での津波による死者数) (2)

γ = (地域あるいは地区での墓碑による津波発生日日付の死者数 / 地域あるいは地区での津波による死者数) = (D3 / 地域あるいは地区での津波による死者数) (3)

α , β , γ はこの順に津波発生日日付の地域あるいは地区における死亡者 1 人当たりの、碑を持つ区画数、碑の数、碑の上での死亡者総数である。昭和三陸津波に係るデータ数が表 2-1-1, 2-1-3 に見るように極端に少ないが、明治三陸津波、昭和三陸津波、東北地方太平洋沖地震津波の順に、

唐桑地域での

α は

0.12, 0.12, 0.74 となる。

β は

0.14, 0.14, 0.75 となる。

γ は同じく明治三陸津波、昭和三陸津波、東北地方太平洋沖地震津波の順に、

0.29, 0.45, 0.92 となる。

γ が時代を追って大きくなっているが、全体的には特に東北地方太平洋沖地震津波での値が際だっている。これは今回の被災者の多くが墓碑に刻まれ、以降年月が経っていないことを示している数値である。

次に、地域あるいは地区での数値 (δ) を次のように定義する。

δ = (地域あるいは地区での墓碑による津波発生日日付の死亡人数 / 地域或いは地区での津波発生日日付の墓碑を持つ区画数) = D3/D1 (4)

この δ は津波発生日日付の墓碑を持つ 1 区画あたりの、地域あるいは地区の津波による死亡者数を表すものであり、1 区画を維持しているのが 1 家族であるのが一般的であるこ

とから δ は津波発生日日付の墓碑を持つ 1 家族あたりの死亡者の数とみられる。尚、 δ は先に定義した β , γ との間に、

$$\delta = \gamma/\alpha \quad (5)$$

の関係がある。この δ は唐桑地域においては明治三陸津波、昭和三陸津波、東北地方太平洋沖地震津波の順に、

2.4, 3.7, 1.2 となる。

昭和三陸津波ではデータが少ない上に一度に多くの家族を失った墓碑が残されている事が δ を大きくしている。

δ が東北地方太平洋沖地震津波では小さい数値となっているが、これは明治三陸津波、昭和三陸津波時には地震の発生がそれぞれ晩及び早朝であったため家族が一緒に被災し、東北地方太平洋沖地震津波では地震の発生が午後 2 時 46 分であり、核家族化が進んでいる中で家族がばらばらの状態での被災であったことに合う結果である。

唐桑地域の各被災地区について α , β , γ , δ を求めようとするとき、分母は表 2-1-2, 表 2-1-3, 表 2-1-4 から各地区の死者の数として知ることができるものの、分子の大きさの評価に伴う問題に直面する。一般に各地区の津波による死者の多くは近接する墓地に葬られるのであるが、そこには他地区の津波による死亡者も葬られている可能性等があるからである。

§ 2-2-(2) 2つの地区群での状況

そこで唐桑を 2 つに分け、その中の各墓地を一体のものとしてみて上述の困難さを回避することを試みた。

本稿“はじめに”の冒頭で述べたように唐桑地域は旧小原木村と旧唐桑村とが合併して出来たところである。旧小原木村と旧唐桑村にはそれぞれ洪龍寺と地福寺があって、現在も存続し、洪龍寺の檀家は唐桑地域最北の大沢地区から只越川北側に、地福寺の檀家は只越川南側から唐桑地区最南の崎浜地区に分かれて広がっている。そして、死者が出た場合、極希な事情がない限り墓地群 (台の下共葬墓地、館共葬墓地、洪龍寺墓地、只越共葬墓地)、

(明戸墓地，馬場共葬墓地，地福寺墓地，上
鯨立共葬墓地，神の倉共葬墓地)のいずれか
に埋葬することが続けられてきている。

それ故，唐桑地域を旧小原木村と旧唐桑村
に分けて扱うと， α ， β ， γ ， δ を求めるとき
の上述の困難さは無くなることになる。これ
を各津波に当てはめてみると次のようになる。

A 明治三陸津波に関して

表 2-1-1，表 2-1-2，表 3-1-1 から 表
2-2-1 が求まる。上段の数値は墓地によるも
のもので，“+”表示は墓地外の墓碑による
寄与で後述の表 3-1-1 による。表内の“+”
表示については以後同様とする。

表 2-2-1 2つの地区群での D1, D2, D3

地区群	溺死, 負傷致死	D1	D2	D3
大沢～只越地区	426	45 +13	61 +13	140 +13
高石浜～崎浜地区	419	40 +4	44 +4	81 +13

(明治三陸津波)

表 2-2-1 から算出したのが 表 2-2-2 である。

表 2-2-2 2つの地区群での数値

地区群	α	β	γ	δ
大沢～只越地区	0.14	0.17	0.36	2.6
高石浜～崎浜地区	0.11	0.11	0.22	2.1

(明治三陸津波)

表 2-1-2 から分かるように明治三陸津波前
の大沢～只越地区の人口が石浜～崎浜地区の
その半分以下にもかかわらず，表 2-2-1 に
みるように溺死，負傷致死が拮抗している。
一方，表 2-2-2 では 1 区画当たりの死亡者数
 δ が大沢～只越地区で高く，津波発生日の日
付を持つ死亡者 1 人当たりの墓碑の数 β ，墓
碑上の死亡者の数 γ も大沢～只越地区の方が
高石浜～崎浜地区の約 1.5 倍以上になっている。

従ってこのことは両地区群での人的被害の
様相の違いに対応するものとなっている。

B 昭和三陸津波に関して

表 2-1-1，表 2-1-3 から表 2-2-3 が求まる。

表 2-2-3 2つの地区群での D1, D2, D3

地区群	溺死, 負傷致死	D1	D2	D3
大沢～只越地区	29	4	5	17
高石浜～崎浜地区	29	3	3	9

(昭和三陸津波)

表 2-2-3 から表 2-2-4 ができる。

表 2-2-4 2つの地区群での数値

地区群	α	β	γ	δ
大沢～只越地区	0.14	0.17	0.59	4.3
高石浜～崎浜地区	0.10	0.10	0.31	3.0

(昭和三陸津波)

データの数が少ないが，明治三陸津波と
同様な傾向が見られる。

C 東日本太平洋沖地震津波に関して

表 2-1-1，表 2-1-4 から表 2-2-5 が求まる。

表 2-2-5 2つの地区群での D1, D2, D3

地区群	溺死, 負傷致死	D1	D2	D3
大沢～只越地区	47	37	37	47
高石浜～崎浜地区	54	38	39	46

(東日本太平洋沖地震三陸津波)

表 2-2-5 から算出したのが 表 2-2-6 である。

表 2-2-6 2つの地区群での数値

地区群	α	β	γ	δ
大沢～只越地区	0.79	0.79	1.00	1.3
高石浜～崎浜地区	0.70	0.72	0.85	1.2

(東日本太平洋沖地震三陸津波)

明治三陸津波時の表 2-2-2 と比較してみ
ると，両地区群の各数値が近いものとなっ
ていて，両津波での違いが窺える。

§ 2-2-(3) 各地区での状況

一つ一つの被災地区の数値 α , β , γ , δ についても地区の状況を押さえたいくつかの仮定の上でその大きさをおおよその範囲をもって示すことができる。以下それを述べる。

A 明治三陸津波に関して

※大沢地区

大沢地区の津波による死亡者の多くは近接する大沢共葬墓地に葬られたであろうことは明らかであるが、大沢地区の住民は洪龍寺の檀家の一員となっていることから、洪龍寺の墓地及び洪龍寺に近接する館共葬墓地に葬られた可能性がある。しかし、洪龍寺の墓地や館共葬墓地を越えて更に南側の墓地に葬られたことは考え難い。

一方、他地区から唐桑地域北端の大沢共葬墓地にわざわざ遺体が運び込まれていた可能性は極めて低いとして良いであろう。

同じ地区の死者であれば葬られる場所が違ってもその墓碑は同様の頻度で出現をし、その後の経緯も同様であろうと押さえることが前提になるが、大沢地区の津波発生日日付の墓碑を持つ区画の数は台の下墓地での D1 + 洪龍寺の墓地、及び洪龍寺に近接する館共葬墓地の津波発生日の日付けの墓碑を持つ区画の数（大沢地区以外のものを含み得る）+ 大沢での墓地外の墓碑に伴う区画の数以下とするのが適切と思われる。これらのことから、大沢地区の α を考えることができ、それを α^* （以降範囲を持って数値を示すときには α , β , γ , δ の後ろに * をつける）と表すと、表 2-1-1, 表 2-1-2 及び表 3-1-1 から、

$$(D'1+5+1+1) / 178 \geq \alpha^* \geq (D'1+1) / 178$$

同様に

$$(D'2+5+1+1) / 178 \geq \beta^* \geq (D'2+1) / 178$$

$$(D'3+15+1+1) / 178 \geq \gamma^* \geq (D'3+1) / 178$$

$$(D'3+15+1+1) / (D'1+1) > \delta^*$$

$$(D'3+1) / (D'1+5+1+1)$$

となる。但し $D'1$, $D'2$, $D'3$ は台の下共有墓地の D1, D2, D3 である。よって、

$$0.15 \geq \alpha^* \geq 0.11$$

$$0.21 \geq \beta^* \geq 0.18$$

$$0.34 \geq \gamma^* \geq 0.25$$

$$3.0 > \delta^* > 1.7$$

※只越地区

只越地区の津波による死者の多くは最も近い只越共葬墓地に葬られたはずであるが、只越地区の住民も洪龍寺の檀家の一員になっていることから、洪龍寺の墓地、及び洪龍寺に近接する館共葬墓地に葬られていた可能性がある。加えて § 3 で述べるように墓地外に少なからぬ死亡者が葬られていて、その墓碑数、人数は表 3-1-1 より 11 基、11 人とすることができる。一方墓地の地形的環境から他地区から死亡者が運び込まれ埋葬された可能性はほとんど無いとして良いであろう。従って大沢地区と同様にして、

$$0.16 \geq \alpha^* \geq 0.13$$

$$0.17 \geq \beta^* \geq 0.15$$

$$0.46 \geq \gamma^* \geq 0.39$$

$$3.5 > \delta^* > 2.5$$

となる。

大沢地区を比較すると γ^* は只越の方が大きく、 β^* に関しては逆に只越地区の方が小さくなっている。只越地区の γ^* / β^* の値が大沢地区のそれに比べて大きいことになるが、これは只越地区にあっては津波発生日の日付の墓碑 1 基当たりで伝えている死亡者が多いことを意味する。また、1 区画当たりの死亡者数 δ^* の範囲も大沢地区に比べて 0.4 ~ 0.8 正の方向にシフトしている。大沢、只越 2 つの地区はどちらも広田半島側の太平洋を望み、共通して沿岸の幸によって支えられており家族構成や家族のおかれていた状況に大差があるとは考え難い。これらの数値の相違は、例えば大沢地区、只越地区に押し寄せた津波高が（『宮城県海嘯誌』によればこの順に 21.00 尺 (6.4m), 33.23 尺 (10.1m)）であることや地区の地形、地区の形成過程、そしてそこでの住宅の分布の状況等にその理由を見いださなければならぬものであろう。

※崎浜地区

崎浜地区の死亡者が神の倉共葬墓地に葬られたことは疑う余地のないことである，

そして，崎浜地区の住民も地福寺の檀家の一員になっているので地福寺の墓地，もしくは地福寺近接する馬場共葬墓地に葬られた可能性は否定できない。一方神の倉共葬墓地は半島の南端に近く，他地区からこの墓地に死亡者が運ばれてくることは考え難い。従って，大沢地区や只越地区と同様の扱いができる。表 2-1-1 にみるようにデータ数が少なく評価に適さない。

※小鯖，石浜，鮎立地区

これらの地区での津波による死者は多い。死亡者は馬場共葬墓地，地福寺墓地，上鮎立共葬墓地のいずれかに葬られたことは確かと思われるが，それらの地区の死亡者の墓碑がどのような比率で現在に残されているかが不明であるので，それらの地区について数値を下から押さえることができないが，例えば小鯖地区の D1 は馬場共葬墓地，地福寺墓地，上鮎立共葬墓地の各 D1 の和+小鯖地区の墓地外の墓碑に伴う D1 を表 2-1-1，表 2-1-2，表 3-1-1 から求めることができる。これは，小鯖地区の D1 を上からは押さえることになる。

従って $(17 + 2 + 20+0) / 115 = 0.34 \geq \alpha *$
以下同様に $\beta *$ ， $\gamma *$ の範囲が求まり，

$$\begin{aligned} \text{小鯖地区：} & \quad 0.34 \geq \alpha * \\ & \quad 0.37 \geq \beta * \\ & \quad 0.70 \geq \gamma * \end{aligned}$$

小鯖地区と同様にして，

$$\begin{aligned} \text{石浜地区：} & \quad 0.42 \geq \alpha * \\ & \quad 0.46 \geq \beta * \\ & \quad 0.84 \geq \gamma * \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{鮎立地区：} & \quad 0.58 \geq \alpha * \\ & \quad 0.64 \geq \beta * \\ & \quad 1.00 \geq \gamma * \end{aligned}$$

となる

B 昭和三陸津波，東北地方太平洋沖地震津波に関して

昭和三陸津波時の各地区については

表 2-1-1 にみるようにデータ数が小さいので分析には適さないが，東北地方太平洋沖地震津波での大沢地区については『平成 18 年度 2 月末住民登録人口地区別動態調べ』によれば直前の人口が 664 人であり，表 2-1-4 によれば死亡者が 39 人である。その死亡者が葬られたとみられる台の下共有墓地，洪龍寺墓地，館共葬墓地のデータを用いて大沢地区の $\alpha *$ について評価すると，

$$(22+12 + 0) / 39 \geq \alpha * \geq (22 + 0) / 39$$

従って， $0.87 \geq \alpha * \geq 0.56$

以下同様にして次のようになる。

$$0.87 \geq \beta * \geq 0.56$$

$$1.00 \geq \gamma * \geq 0.72$$

$$2.0 > \delta * > 0.82$$

§ 2-3 波発生日直後の死亡者の墓碑

2-1-1 より大沢共葬墓地には津波発生日翌日の日付から一週間の間の日付を持つ 10 区画 13 基 13 人の墓碑があることが分かるが，4 区画，4 人は同時に津波発生日の区画にも属していた。『宮城縣海嘯誌』では大沢地区の溺死 174 人，負傷致死 4 人，計 178 人を津波による死亡者とし，重傷者 2 名としていることから，負傷致死が津波の翌日以降 1 週間の死亡であり且つ重傷 2 名も津波の翌日以降 1 週間に死亡したとしても更に 7 名の死亡は説明できない。このような，台の下共有墓地にみられる津波発生日翌日の日付から一週間の間の日付の墓碑の存在は，大沢地区における明治三陸津波の被害を特徴付ける一つの要素になっているだけでなく，地域や地区によっては津波直後の津波災害に関連する死亡者の調査が，墓碑の調査を通して現在でもできる可能性をも示していると思われる。

§ 2-4 台の下共有墓地における明治三陸津波の日付もしくは昭和三陸津波発生日の日付の墓碑を持つ区画数と東日本太平洋沖地震津波発生日の日付の墓碑を持つ区画数の関係

唐桑地域においては明治三陸もしくは昭和三陸津波発生日の日付との日付の両方持つ碑は

各墓地とも 1 または 0 基であり、地域全体でも 2 区画 (1 基は物理的区画) であった。明治三陸もしくは昭和三陸津波発生日の日付の墓碑と東北地方太平洋地震津波の日付の墓碑の出現の関係については台の下共葬墓地においてのみ、明治三陸もしくは昭和三陸両津波の発生日の日付の墓碑を持つ区画数、東北地方

太平洋沖地震津波発生日の日付の墓碑を持つ区画数がいずれも一応の大きさになっているので昭和三陸津波発生日の日付を持つ区画数と東北地方太平洋沖地震津波発生日の日付の墓碑を持つ区画数の関係を調べられる可能性があるものと捉え、表 2-1-1 より両者の関係を表 2-4-1 として作成した。

表 2-4-1 明治・昭和三陸津波の墓碑を持つ区画と東北地方太平洋沖地震津波の墓碑を持つ区画との関係 (台の下共有墓地)

		明治, 昭和の墓碑を持つ区画数		計
		有	無	
東日本太平洋沖地震津波の墓碑を持つ区画数	有	a 0	b 22	e 22
	無	c 20	d 92	f 112
計		g 20	h 114	n 134

明治もしくは昭和の津波発生日が刻まれ且つ東北地方太平洋沖地震津波が刻まれた墓碑を持つ区画の数と明治もしくは昭和の津波発生日が刻まれた墓碑を持つ区画全体の数が各々 0, 20 である一方、明治, 昭和いずれの津波発生日も刻まれていない墓碑を持つ区画で且つ東北地方太平洋沖地震津波が刻まれた墓碑を持つ区画の数と明治, 昭和いずれの津波発生日も刻まれていない墓碑のみを持つ区画全体の数は各々 22, 114 となっている。明治もしくは昭和の津波発生日が刻まれた墓碑 (この墓碑を持つ家族) を持つ区画であって東北地方太平洋沖地震津波が刻まれた墓碑を持つ区画の数が小さくなっていて、津波による死亡者があったことを示す碑のある区画を持っていた家族の方が、そうでない区画を持つ家族より津波による死亡者を少なくしていることを示しているように見える。ピアソンのカイ二乗検定を行い表 2-3-1 の P 値を求めると、 $P = 0.032$ が得られる。

従って帰無仮説は棄却できる。

また、表 2-1-1 より明治三陸津波後 1 週間間の死亡者は 13 名、その区画数は 10 であったが、この 13 名を津波発生日日付の死亡者と同等のものとして認め、その区画も津波発生日日付の死亡者の区画と同等のものとして、それに加えると (区画数は、津波発生日付の死亡者の区画との重なり合いを考慮する) 区

画数数は +6 となる。

その場合、表 2-4-1 の各要素は $a=0$ $b=22$ $c=26$ $d=86$ となり、同様の検定を行うと、 $P = 0.012$ となり帰無仮説はより棄却できやすくなる。一方、区画の数を § 2 で記した物理的区画の数で扱おうと、2 つの明治三陸津波発生日の日付の墓碑のみを持つ区画、1 つの明治三陸津波発生日日付の墓碑のみを持つ区画と 1 つの東日本太平洋沖地震津波発生日の日付の墓碑のみを持つ区画が各々 1 つの物理的区画を構成していることによる違いが現れた。物理的区画数の総数は表 2-1-1 より 124 であるので、表 2-4-1 の各要素は $a=1$ $b=20$ $c=19$ $d=84$ となる。同様の検定を行うと、 $P = 0.120$ となり帰無仮説は棄却できない。明治三陸津波もしくは昭和三陸津波発生日の日付を持つ区画と東北地方太平洋沖地震津波発生日の日付の墓碑を持つ区画数の関係についてはより慎重な検討が必要であろう。

§ 3 墓地外の墓碑

§ 3-1 共有・共葬墓地、寺社の墓地外にある墓碑

また、唐桑地域では墓地が整備されていたにもかかわらず共葬墓地、寺社の墓地以外で明治三陸津波の発生日の日付の墓碑を各場所で見ることができる。



図3-1-1 墓地外の津波発生日日付の墓碑の分布

それらの碑は唐桑半島の外海側(広田湾側)で多く見られる。

そのような碑の分布を図3-1-1、表3-1-1に示す。共同・共葬地，寺・神社の墓地外の墓碑が只越地区で特に多くなっているが、「宮城縣海嘯誌」によると只越地区の人口は明治

三陸津波の被害前で406人であり，死亡は237人であった。まさに集落は壊滅状態と化したのであり，死亡者の埋葬に関わる人もいないような状況に陥っていたはずである。遺体は極度の混乱の中で，近くの只越共葬墓地や館共葬墓地等に運ばれることもなく埋られ，後にそこに墓碑を立てることになったのであろう。

§3-2 共有・共葬墓地及び寺社の墓地以外にある墓碑の状況

共葬，共同墓地及び寺の墓地以外にある墓碑の状況を確認することは，津波被災時における遺骸の扱われ方，埋葬の実態を伝え，残す上でも重要であろう。

各墓碑の様子は写真3-2-1～写真3-2-9に示す。

※No1 元大沢老人憩いの家跡付近

元「大沢老人憩いの家」は避難所に指定されていたが，東日本太平洋沖地震津波の襲来によって破壊されている。

すぐ北側を小川が流れ，大沢の湾に注いでいるが海は全く見えない場所であり津波の到達を意識し難いところがあったと思われる。

表3-1-1 唐桑地域における共葬・共同墓地，寺社の墓地外にある津波発生日等の刻まれた墓碑（調査：平成28年2月13日現在。（ ）内は死亡者人数を示す）

	場 所	明治17～29年津波前日	明治29年津波日	明治29年津波翌日～
1	元大沢老人憩いの家跡付近	1 (1)	1 (1)	0
2	大理石海岸石切場に至る杉林	0	1 (1)	0
3	只越伊藤家元住宅跡前	0	3 (3)	0
4	只越伊藤家元住宅跡付近道脇	0	3 (3)	0
5	只越集会所上の丘	0	3 (3)	0
6	只越吉田家土手	1 (1)	1 (1)	0
7	出月山中	0	1 (1)	0
8	梶原神社上道脇土手	0	2 (2)	0
9	馬場地区馬場家旧墓地	2 (2)	2 (11)	0
	計	4 (4)	17 (26)	0

No1,2は大沢地区 No3-7は只越地区 No8,9は石浜地区，馬場地区
No3～No6の場所では倒伏状態の墓碑が多い

施設のあった直ぐ近くに古墓地があり、その中に明治 29 年旧 5 月 5 日の日付の墓碑が 1 基ある。



図 3-2-1 元大沢老人憩いの家跡付近の墓碑

また、弘化 4 年 6 月 18 日日付の墓碑も 1 基ある。この日は大時化のあったことで知られる。多くの人が墓参するところが埋葬地として選ばれたのかもしれない。

※ No 2 大理石海岸石切場に至る杉林

墓碑は小さい杉林の入り口に在り、小さな地蔵尊を伴っている。

※ No 3 只越伊藤家元住宅跡前

多くの墓碑が写真 3-2-3 のように横たわっている。この場所の周辺は東北地方太平洋沖地震津波で悉く大きな被害を受け、なんとか残った建物も撤去された。明治三陸津波の日付を持つ墓碑が 3 基残っている。

ここには遺骸が埋葬されたという伝承があった。又、明治三陸津波による死亡者の墓碑は当初、この周辺の南側にも広がっていたという。墓碑は散乱しているが、その状態は東北地方太平洋沖地震津波以前からであり、自然の成り行きにまかせてきたものである。当地域には「倒れた墓石は起こさないものだ」との言い伝えがある。

※ No 4 只越伊藤家元住宅跡付近道脇

只越伊藤家旧宅跡地から短い隧道に向かう途中の左側の土手の上に墓碑が並んでいる。

この中に 3 基の明治 29 年旧 5 月 5 日の日付の墓碑がある。写真 3-2-4 にみるように、土手は段状になっている。人工的なものであろう。

※ No 5 只越集会所上の丘

只越トンネルを抜け小原木方向に国道 45 号を 200m 程進んだ所から西側の枝道に入ると只越集会所があり、その直ぐ西側に只越湾を一望できる小さな丘がある。その丘の頂部には、行き場を失った感のある多くの墓碑が集められている。この中に明治 29 年旧 5 月 5 日の日付の墓碑が 3 基ある。

いずれも倒れている。

※ No 6 只越吉田家土手

碑の数が多く、土手の古墓地は長い期間に渡って使用され続けたことが分かる。

その中に明治三陸津波の日付の墓碑が 3 基ある。「先祖代々の墓」も含まれるが、その日付が明治三陸津波の日付であることから、身内に津波による死亡者が出たことを契機としてその墓碑が建立されたものと捉えた。

尚、この古墓地には上記以外にも「墓地及び埋葬取締規則」が発出された後にも建てられた墓碑がある。

※ No 7 出月山中

出月のバス停から出月の集落に向かうと古い道標があり「従是 右ハはた道 左ハ気仙道」と刻まれてある。そこを 20m ほど北に進むと地蔵尊がある。

更にそこから右側の枝道に入り 50m ほど進んだ山中に明治三陸津波発生日付の墓碑が 1 基ある。民家にも近くなっており、碑が建てられた当時は決して寂しい環境ではなかったものと思われる。

写真 3-2-7 の右奥にその碑があるが、大分傾いており転倒の可能性がある。



写真 3-2-2 大理石海岸石切場に至る杉林の
墓碑



写真 3-2-3 伊藤家元住宅跡前の墓碑



写真 3-2-4 只越伊藤家元住宅跡付近道脇の
墓碑



写真 3-2-5 只越集会所上の丘の墓碑



写真 3-2-6 只越吉田家土手の墓碑



写真 3-2-7 出月山中の墓碑



写真 3-2-8 土手の上の墓碑



写真 3-2-9 馬場地区馬場家古墓地の墓碑

※ No8 原神社上道脇土手

この碑のある場所は梶原神社に近い。梶原神社は鎌倉武将の梶原景時の兄である梶原景實によって建保 5 年 (1217 年) に創建されたと伝えられている。現在、信仰の中心は早馬山の山頂にあり (早馬神社)、社務所は宿浦にあって良厳院と呼ばれている。梶原神社の地域に与えた影響は大きかったはずであり、また、墓碑も周囲に多く建てられていたであろう。現在残っているものはその名残なのかもしれない。

写真 3-2-8 にみるように畑地の土手の上に横一列ほぼ等間隔に墓碑が 8 つ並んでいて、何らかの都合で集められ意図的にこのように配置されたことが分かる。

その中の東側 2 つの墓碑が明治 29 年旧 5 月 5 日の日付である。

※ No9 馬場地区馬場家旧墓地

唐桑幼稚園の北側方向の北側を向いた緩い斜面上にある。

2 基 11 人 (10 人, 1 人) の明治三陸津波発生日の日付の墓碑がある。馬場地区一帯に大きな影響を持っていた馬場家の古墓地である。現在もしっかり管理されており、供養の場として大切にされている。

不安定な碑の底部にはコンクリートでの補強があり、転倒の防止も図られている。

表 3-1-1 に示した通り唐桑地域においては、共葬、共同墓地及び寺の墓地以外への明治三陸津波発生日付の墓碑は 17 基である。これから一層、調査を深めなければならないものの、これまでの経験からはこの結果は大きくは変わることのない数字とも思われる。

それらの墓碑は § 3-1 で述べたように、広田湾を向いた海岸側に分布している。これは津波の襲来した方向に係るものであろう。

そして表 3-1-1 にみるように、墓地以外を埋葬地としての使用することは明治 29 年の津波以降は無くなっている。明治 29 年の共同、共葬墓地及び寺の墓地以外のへの埋葬は、法律上の違反であるだけでなく、規則をもって

1 つの狙いとされた衛生上や治安上からの克服されるべき問題が津波後に起こったことへの反省があつてのことなのかもしれない。明治三陸津波は唐桑という県境の小さな町に「墓地及び埋葬取締規則」の徹底をもたらす契機になったのであろう。明治三陸津波時の共同、共葬墓地及び寺の墓地以外に建てられている墓碑には道路や土地の整備に伴い何処からか移動されたとみられるものがあるが、多くは集落、個人の墓地であったものが明治 17 年の太政官布達第 25 号により使われなくなっていたところに、津波後の混乱もあって、先ず死亡者の埋葬が行われ、墓碑の建立が追認され、残され、現在に至ったと思われる。

§ 4 まとめ

ほとんどの墓地には津波による死亡者であることが殊更に刻まれた墓碑が存在していた。そして津波供養碑、祈念碑や地蔵が建てられていることも多く、それらはそこに近い地区に津波のあったことを今に伝える物として存在し、供養するための丘の様相を形作っていることが分かった。

総ての墓地には津波発生日付の墓碑が多数存在し、その数は各墓地がカバーする地区の津波被害の状況を反映していた。また、地域や地区における津波による死者 1 人当たりの区画数や墓碑数及び墓碑上の墓碑上の死亡者数、1 区画当りの死者数等を調べ、津波被災地域あるいは地区の人的被害を特色づける数値 α , β , γ , δ を定義し、地域・地区間、津波間での津波の様相を比較することを試みた。その中で津波発生日付を持つ墓碑等の存在は津波被害の実態を知る上で重要であることを改めて確認できた。更に、墓地以外にも調査を広げ津波発生日付の墓碑の調査を行ったが、墓地外にある墓碑の分布も津波の実態を反映するものとなっていた。

墓地及び墓地以外にある津波発生日付の墓碑を大切に保持していくことは、祖先の蒙った災禍に思いを致し供養するためだけでなく、津波の実態を後世に伝え、人々が津波災害に係るいわば文化遺産に向き合うこと

を可能とし、津波防災についての思いの深い
学びや確かな津波の伝承にも結びついていく
ものと思われる。

謝辞

津波にかかる墓碑の重要性についてはかね
てより東北大学名誉教授首藤伸夫氏よりご指
摘とご指導を頂いており、また東北大学防災
科学国際研究所准教授佐藤翔輔氏からは津波
遺跡、墓碑等の現地踏査をはじめ様々なご指
導を頂いております。そして今回の調査にあ
たって地福寺住職片山秀光様、洪龍寺住職永
井功雲様、良厳院神主梶原利様には墓地につ
いての情報を提供して頂き、墓碑に関する掛
け替えのないお話を頂きました。また、気仙
沼市唐桑総合支所、唐桑公民館様には唐桑町
のコロナ下の多忙な中、行政に係る情報を提
供していただきました。伊藤昭二様、佐藤仁
一様、伊藤信也様、伊藤平一郎様をはじめ多
くの唐桑地域の皆様には墓地そのものを案内
いただきました。関係いただいた皆様に、本
稿をまとめるにあたって深く感謝申し上げます。

参考文献

- ・『厚生労働省 - 人口動態 100 年の年次推移』
- ・『島根大学学術情報レポジトリ - 日本の人転
換開始の地域分布』2017年1月3日
研究代表廣嶋清志：「江戸後期から明治前
期までの年齢別人口および出生率の推移」
著者高橋眞一
- ・『宮城縣海嘯誌』宮城県 明治36年6月
川臺印刷
- ・『宮城県昭和海嘯誌』宮城県 著室谷精四郎
昭和10年
- ・『気仙沼市における明治・昭和三陸津波関係
碑第2版』白幡勝美・佐藤健一
2016年11月 三陸印刷
- ・『濤哭の海』唐桑町海の殉難者慰霊碑保存会
平成18年3月 阿部印刷
- ・『平成23年2月末住民登録人口地区別動態
調べ』平成23年2月末 気仙沼市
- ・『唐桑地域共催墓地の設置状況調』平成7
年
- ・『BellCurve 統計 WEB-2 行 2 列クロス集計表
の統計量の計算フォーム
(<http://bellcurve.jp/statistics/bloge/7584.html>)